

# 西条市農業委員会 令和7年度 第1回総会 議事録

1. 日 時 令和7年4月7日(月) 午後2時00分から午後2時47分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 22名 欠席者 2名 出席率 91.7%  
推進委員 出席者 25名 欠席者 5名 出席率 83.3%

## ○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂				
会長代理	23番	真鍋 美鈴				
委 員	1番	越智 一志	11番	真鍋 覚	20番	宇佐美好正
	2番	明比 典正	13番	鈴木 伸二	21番	余吾 秀利
	3番	徳増 靖記	14番	武田 弘文	22番	岡田 貴洋
	4番	一色 達夫	15番	武田 喜義	24番	宇野 嘉秀
	5番	白木あゆみ	16番	曾我部英樹		
	6番	藤田 孝明	17番	武田 安博		
	7番	近藤 明弘	18番	山内ふさえ		
	10番	篠森 均	19番	徳永 耕治		

## ○欠席者氏名

9番 長谷川孝師 12番 武方 謙一

## ○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	12番	眞田 克彦	26番	佐伯 静雄
	3番	加藤 武司	13番	平木 克彦	27番	玉井 隆志
	4番	高橋 滝雄	14番	中川 英隆	28番	桑原 俊樹
	5番	伊藤 龍二	15番	武田 義臣	29番	小倉 謙治
	6番	伊藤 正夫	16番	山田 好一	30番	日野 貴文
	7番	日野 哲也	17番	垂水 久明		
	8番	宮武 恭宏	18番	楠窪 和彦		
	9番	岡本 省三	21番	高橋 寿夫		
	10番	安藤 英利	23番	黒河 祐二		
	11番	近藤 仁志	25番	佐伯 保親		

## ○欠席者氏名

2番 一色 信之 19番 菅 辰郎 20番 高木 秀昭 22番 佐山 林壱  
24番 渡部 靖

## 5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について  
議案第4号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について  
議案第5号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について  
議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について  
議案第7号 令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）について  
報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

## 6. 農業委員会事務局及びその他の職員

事務局長	渡邊賢一郎	西部分室長	近藤公一
事務局次長	高橋徹也	事務局副主査	金子てるみ
事務局副主査	遠藤竜彦		

## 7. 議事内容

事務局	定刻になりましたので、ただ今から令和7年度 第1回総会を開催いたします。 皆さま、ご起立をお願いします。一同「礼」。ご着席ください。 はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	【会長挨拶】
事務局	先ほど会長の挨拶にもありましたように、4月1日で農業委員会に異動してまいりました職員の紹介をさせていただければと思います。今年度は3名の異動がございました。  【異動者の紹介】
事務局	議事の進行は、農業委員会会議規則の規定により、会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしくお願いいたします。  【会長、議長席に着く】
議 長	規定により私が議長を務めさせていただきます。これより先は、着座にて進行しますので、よろしくお願いをいたします。  【議事録署名人及び書記の指名】

議長 慣例ではございますが、議事録署名人の指名を私の方からさせていただきます。余吾秀利委員、岡田貴洋委員の両委員にお願いをいたします。

本日の欠席届が、農業委員からは、9番 長谷川孝師委員、12番 武方謙一委員、農地利用最適化推進委員からは、2番 一色信之委員、19番 菅辰郎委員、20番 高木秀昭委員、22番 佐山林彦委員、24番 渡部靖委員より出ておりますのでご報告いたします。

ただ今の出席農業委員数は、22名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告申し上げます。

書記につきましては、事務局の金子、遠藤の両君にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

### 農地法第3条関係

議長 まず、農地法第3条関係、議案書につきましては3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

まず、1号について審議いたします。

本件について、〇〇委員は、当事者本人であり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席を願います。

( 〇〇 委員 退室)

議長 それでは、議案内容について事務局から説明いたします。

事務局 事務局の高橋です。よろしくお願いいたします。

議案内容についてご説明する前にお詫びがございました。お手元にお配りしておりますこれらの資料ですが、議案書の2ページ、6ページ、14ページ及び25ページになりますが、それぞれ下線を付した箇所に誤りがありましたので、差替えをお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは失礼して、着座にてご説明させていただきます。

議案書4ページをご覧ください。

1号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上1件、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
ただ今説明がありました1件であります、これにつきまして、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

地区委員 1号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。  
地元の委員さんからは問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等はございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。  
「異議なし」ということですので、以上1件を原案どおり許可することといたします。

以上で、〇〇委員に関する案件は終了しましたので入場を認めます。〇〇委員さん、お入りください。

( 〇〇 委員 着席 )

議長 それでは、審議を再開いたします。  
残りの18件について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案書4ページをご覧ください。  
2号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から現在利用権設定により借受けている農地について、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

3号は、〇〇の 〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書6ページをご覧ください。

4号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

5号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏からの所有権の移転を受けようとする申請でございます。

6号は、〇〇の 〇〇氏と〇〇の 〇〇氏が持つ申請地の共有持分を〇〇の 〇〇氏に集約するための申請でございます。

7号は、〇〇の 〇〇氏が持つ申請地の共有持分を〇〇の 〇〇氏に集約するための申請でございます。

議案書7ページをご覧ください。

8号は、〇〇の 〇〇 氏が〇〇の 〇〇 氏から贈与を受けようとする申請でございます。

9号は、〇〇の 〇〇 氏が、隣接所有地との一体利用のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

10号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から利用権設定により借受けている農地について、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

11号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から利用権設定により借受けている農地について、贈与を受けようとする申請でございます。

12号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から贈与を受けようとする申請でございます。

議案書8ページをご覧ください。

13号は、〇〇の 〇〇 氏が、隣接所有地との一体利用のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

14号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の亡 〇〇 氏の法定相続人である〇〇の 〇〇 氏ほか〇名から賃借権の設定を受けようとする申請でございます。

15号は、〇〇の〇〇 株式会社が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書9ページをご覧ください。

16号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

17号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から贈与を受けようとする申請でございます。

18号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

19号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上18件、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がございました案件の中で、3号につきましては新規就農であり、面接を行っていただいておりますので、面接を担当した地区委員を代表して一色達夫委員さんから報告をしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

一色達夫委員 今回の新規就農希望者につきまして、3月19日に西条市役所本庁において面接を行いました。面接を行ったのは、白木委員と加藤委員、そして、私、一色です。当案件の申請人は、〇〇の 〇〇 氏、〇歳であります。

申請人は、叔父である 〇〇 氏から〇〇と〇〇の農地、〇〇㎡を譲り受け、就農しようとするものであります。申請人は、中学生の頃から農作業の手伝いをしており、当該申請地において、米、野菜を耕作する予定であります。農機具については〇〇氏が使用しているものを使用するとのことであり、妻もサポートするとのことでありました。ほかにも農地の水の確保やイノシシ被害、申請地の耕作状況について聞取りを行い、面接を終了しました。

最後に、農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

一色委員さんをはじめ面接に携わっていただきました委員のみなさん、大変お忙しい中、お世話になりました。

ただ今事務局より説明がありました18件について、2号より順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

地区委員 2号、3号 問題ありません。

4号 問題ありません。

5号 問題ありません。

6号 問題ありません。

7号 問題ありません。

8号 問題ありません。

9号 問題ありません。

10号 問題ありません。

11号、12号 問題ありません。

13号 問題ありません。

14号 問題ありません。

15号 問題ありません。

16号 問題ありません。

17号、18号 問題ありません。

19号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題ないということではありますが、ほかに、

ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。  
「異議なし」ということでありますので、以上18件を原案どおり許可することといたします。

#### 農地法第4条関係

議 長 次に、議案書10ページ、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。  
まず議案内容について、事務局より説明をいたします。

事務局 議案書11ページをご覧ください。  
1号は、〇〇の 〇〇氏が、自己住宅及び農業用倉庫敷地への進入路として転用しようとする申請でございます。  
本件は是正案件であり、平成2年頃に申請人の亡き父親が一体利用地に農業用倉庫を建築した際に、申請地を進入路として使用し現在に至るものです。このたび専門家に調査を依頼したところ、違反転用であることが判明いたしました。このことを知った申請人は深く反省し、「以後このような違法行為のないよう農地法を遵守いたします」との始末書が提出されております。  
以上1件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
ただ今事務局より説明がございました1件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 1号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。  
地元の委員さんからは問題ないということですが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。  
「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承

認することとし、知事に進達をいたします。

### 農地法第5条関係

議長 次に、議案書12ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

まず、議案内容について、事務局より説明をいたします。

事務局 議案書13ページをご覧ください。

1号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名から所有権移転を受け、太陽光発電施設を設置しようとする申請でございます。

2号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、駐車場設置のため、住宅敷地を拡張しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、譲受人は平成4年に申請地の隣接地に住宅を建築し居住を開始しましたが、住宅敷地には自家用車を駐車するスペースがなかったため、譲受人が慣行小作権を有する申請地を駐車場として使用し現在に至っております。このたび専門家に調査を依頼したところ、違反転用であることが判明いたしました。申請人からは「許可を受けず農地を造成してしまい大変申し訳なく思います。以後このようなことがないようにいたします」との始末書が提出されております。

3号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名から所有権移転を受け、太陽光発電施設を設置しようとする申請でございます。

4号は、〇〇の有限会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、露天駐車場及び資材置場に転用しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、譲受人は売上増加に伴う事業拡張により、保有する事業用車両が増加し、既存の敷地では車両や資材を保管するスペースが不足してきたことから、申請地を借り受け令和6年4月から車両等を置き始めました。事務所付近で車両置場を探しましたが適地が見つからなかったため、申請地を購入することとなり調査を行ったところ、違反転用であることが判明いたしました。申請人からは「許可を受けず農地を造成してしまい大変申し訳なく思います。以後このようなことがないようにいたします」との始末書が提出されております。

5号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を

受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

議案書14ページをご覧ください。

6号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、分譲地4区画を造成しようとする申請でございます。

7号は、〇〇の有限会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、事業用分譲地を拡張しようとする申請でございます。

8号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

9号は、〇〇の〇〇 株式会社、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、建売住宅3棟を建築しようとする申請でございます。

10号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

11号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、物置兼車庫を設置しようとする申請でございます。

議案書15ページをご覧ください。

12号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名から所有権移転を受け、露天貸駐車場に転用しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、申請地には住宅が建築されておりますが、これは平成20年頃に譲渡人の甥によって建築されたもので、譲渡人とその当時の共有者は農地法に関する知識がなかったことから、農地転用に関する手続きを行わないまま甥からの求めに応じてしまったとのことであり、このたび申請地を売却するにあたり調査を行ったところ、当該地が違反転用であることを知った譲渡人からは「調べもせず建築させたことは誠に申し訳ございません。今後農地を利用することについては、専門家に相談して法令に違反しないよう行うことにいたします」との始末書が提出されております。

13号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、農業用倉庫を建築しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、申請地には農業用倉庫が建築されておりますが、これは譲渡人の亡き祖父が昭和40年頃に建築したもので、昭和53年頃には譲渡人の亡き父親によって増築され現在まで使用されております。このたび専門家に調査を依頼したところ、違反転用であることが判明いたしました。このことを知った譲渡人は深く反省し、「以後このような違法行為のないよう農地法を遵守いたします」との始末書が提出されております。

14号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

以上14件、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。  
ただ今事務局より説明がございました14件であります、1号より順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 1号、2号、3号 問題ありません。  
4号、5号 問題ありません。  
6号、7号 問題ありません。  
8号 問題ありません。  
9号 問題ありません。  
10号 問題ありません。  
11号 問題ありません。  
12号 問題ありません。  
13号 問題ありません。  
14号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。  
地元の委員さんからは問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。  
「異議なし」ということですので、以上14件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

#### 農地法第5条転用事業計画変更関係

議長 次に、議案書につきましては16ページ、議案第4号、農地法第5条の規定にかかる転用事業計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。

まず、議案内容について事務局から説明をいたします。

事務局 議案書17ページをご覧ください。

1号は、〇〇の〇〇 株式会社が、水上太陽光発電所設置工事の請負に伴い令和7年3月31日までの間、露天資材置場への一時転用を目的として、令和6年度第8回総会にてご審議いただき許可を受けた案件であります、改めて住民説明会を開き関係者の同意を得る必要が生じ、工事に遅延が生じることとなってしまったことから、工期の

延長を要することとなり、今回の申請に至ったものであります。  
以上1件、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。  
ただ今事務局より説明がありました1件でございますが、地元の委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願をいたします。

地区委員 1号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。  
地元の委員さんの方からも問題ないとのことありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。  
「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

#### 農業振興地域整備計画変更関係

議長 次に、議案書18ページ、議案第5号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明いたします。

事務局 議案書19ページをご覧ください。  
位置図及び地番図は20ページから22ページになります。  
1号でございますが、申請者は稲作を主とした農業経営を行っております。現在、自宅付近に農業用機械を保管する農業用倉庫を借りておりますが、今後の継続利用については地権者の同意が得られていないことから、早急にこれに代わる倉庫が必要となっており、今回新たに農業用倉庫を建築することとなったため、農用地区域内の農地を農業用施設用地に変更しようとするものでございます。

2号でございますが、申請者は現在、稲作を主とした農業経営を行っております。農業用機械は既存の農業用倉庫に格納されておりますが、乾燥機を置くスペースが不足する状況の中、経営規模の拡大を計画しているため、機械の保管や作業場を必要としており、今回新たに農業用倉庫を建築することとなったため、農用地区域内の農地を農業

用施設用地に変更しようとするものでございます。

3号であります。申請者は、現在市内の持ち家に両親、申請人夫婦及び2人の子供の6人で住んでおります。自動車は日常使用しているものだけで4台あり、年内に子供のための自動車駐車場も必要になる見込みであります。現在は、自宅敷地や自宅前の倉庫用地の一部に駐車しておりますが、これらのスペースが狭小で自動車の出し入れに苦慮していることから、駐車場として敷地拡張するため申請地を農用地区域から除外しようとするものでございます。

以上3件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明があった3件でございますが、1号から順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。よろしくお願いをいたします。

地区委員 1号 問題ありません。  
2号 問題ありません。  
3号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

3件とも地元の委員さんからは問題ないということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 「異議なし」ということでありますので、以上3件を原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

#### 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定

議長 次に、議案書につきましては23ページ、議案第6号、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明をいたします。

事務局 議案書24ページをご覧ください。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、耕作に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているかなど、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満

たしていることをご報告いたします。詳細につきましては、議案書25ページから31ページとなっております。

このたび意見照会のありました農用地利用集積等促進計画(案)のうち、権利設定の件数は、25件、面積は8万507.89㎡、所有権移転の件数は、2件、面積は、4,510㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました内容でございますが、よろしくご審議をお願いいたします。

この件に関しまして、委員のみなさんの方から、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

一色達夫委員 (一色達夫委員より挙手あり)

議長 はい、一色達夫委員。

一色達夫委員 すみません。1点ですけれど、設定する中間管理権及び利用権の始まりの時期が6月1日となっているんですけれど、約2か月前にはこの委員会にかけなければならないタイムスケジュールということで理解してよろしいのでしょうか。

事務局 失礼いたします。

今までは(申出書を)提出していただいて、翌月の委員会で審議、認可となっておりますが、中間管理機構を通すことになり、機構からは、認可までは大体3か月くらいは見ておいてほしいとの要望をされております。その結果、3月に受付させていただいたものについて、3か月後の6月ということで、開始時期を設定させていただいておりますことをご了承いただきたいと思います。

議長 ただ今の説明でよろしいでしょうか。

一色達夫委員 今日が4月7日ですけど、6月だと2か月ですが、2か月でいいのでしょうかねえ。

事務局 (申出書の)提出があった後、機構の方に送りまして機構の審査に3か月は見ておいてほしいと。そうでないと日付の設定ができませんので最短で6月1日とさせていただいております。ご了承をお願いできればと思います。

- 一色達夫委員 この期間を短くするという事はできないんですか。
- 議 長 どこまで短くなるかわかりませんが、そういう声は各市町からもでておりますので。
- 一色達夫委員 要望が出ているのであれば経過を見守ります。
- 議 長 そういうことで、日数がかかることとなっておりますが、ご理解いただきたいと思います。  
ほかに、ご意見等ございませんでしょうか。
- 委員一同 異議なし。
- 議 長 ありがとうございます。  
「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

#### 最適化活動の目標の設定等

- 議 長 それでは、議案書32ページ、議案第7号、令和7年度 最適化活動の目標の設定等（案）について、を議題といたします。  
議案内容を事務局より説明いたします。
- 事務局 農業委員会は、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標達成状況について点検、評価して、その結果を公表しなければならないとされており、国により最適化活動の目標等を4月末までに公表し報告することが定められております。  
そこで、令和7年度の最適化活動の目標設定（案）について、お諮りするものです。それでは議案書33ページをご覧ください。  
33ページにあります1の農業委員会の状況（令和7年4月1日現在）につきましては説明を割愛させていただきますので、後ほどご確認ください。  
34ページをご覧ください。  
IIの最適化活動の目標ですが、1の最適化活動の成果目標の（1）の農地の集積の②の目標につきましては、本市の農業経営基盤強化促進に関する基本構想で、集積率の目標を令和13年度時点で60パーセントとすることが定められておりますので、前年度と同様に、これを農業委員会の目標設定とします。  
次に、（2）遊休農地の解消についてです。

令和6年度の利用状況調査により、緑区分の遊休農地面積が61ヘクタール、黄区分の遊休農地面積が59ヘクタールで、合計120ヘクタールが1号遊休農地面積となっております。

②の目標の考え方についてです。

ア、既存遊休農地の解消の表にあります令和3年度の利用状況調査で判明した緑区分の遊休農地を令和4年度から8年度までの5年間をかけて解消することとされており、73ヘクタールを解消するためには、毎年度約15ヘクタールの解消が必要となりますので、緑区分の遊休農地の解消目標面積を15ヘクタールとします。

イ、新規発生遊休農地の解消ですが、国により前年度に新規発生した緑区分の遊休農地を解消目標面積に設定することとされておりますことから、農地パトロールにより判明した5ヘクタールを目標とします。

35ページをご覧ください。

(3) 新規参入の促進についてです。②の目標ですが、新規参入者への貸付等について同意を得た農地を公表することになりますが、その目標の面積については過去3年分の各年度の権利設定等の面積の平均の1割以上となるように設定することとなっております、61.4ヘクタールが目標面積となります。

2の最適化活動の活動目標についてです。(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、全国農業会議所から示されております月10日を目標とします。(2) 活動強化月間の設定目標は、8月から10月までの3か月を強化月間として農地パトロールによる遊休農地の状況確認とします。(3) 新規参入相談会への参加目標としては、昨年11月に開催されました産業祭において、女性農業委員にご参加いただき、農業委員会の活動内容の周知や来場者からの相談対応を実施していただきましたが、今年もまたこの活動を実施していただきたいと考えており、目標として設定させていただいております。

以上、簡単ではございますが、本案の説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明のあった内容で提案いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

委員の皆さん、何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 ありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。  
「異議なし」ということですので、以上1件、原案どおり承認することといたします。

#### 報告承認案件

議長 それでは最後になりますが、議案書36ページ、報告承認案件について、事務局より報告をいたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。  
令和7年2月17日から、令和7年3月14日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を14件、農地法第3条許可取消願を2件受理いたしました。また、農地バンクの農地登録及び利用登録をそれぞれ1件行うとともに、非農地通知を1件発行いたしました。

以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
ただ今事務局より報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 意見等もないようでございますので、報告承認案件を終了いたします。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。この際ですので、何かほかにご質問等がありましたらお受けしますが、ございませんか。

桑原俊樹委員 すみません。(議案書)33ページに農業委員数というのがあって定数、実数が24になっているんですけど、その下の表(の数)をたすと22にしかならないんですが。それと35ページの中程に1人当たりの活動日数というのがありますが、その右側に最適化活動を行う農業委員の人数というのがありますが、ここでは23ということになっていますが、委員数は24人にもかかわらず22人とか23人とかになっていますが、これは何か分類の仕方とかがあって数が違うんですか。

事務局 ご質問に答えさせていただきます。最初の質問ですけれども、確かに委員さんは24名いらっしゃるんですが、各項目に該当する方がこの人数になるということで、これらの合計が24になるということではございません。それと35ページの質問なんですが、最適化活動を行う農業委員の人数が23名になっておりますのは、中立委員さんが1名いらっしゃいますので、中立委員1名を除いた23名とさせていただきます。以上でございます。

議長 先ほどの回答でかまいませんか。

桑原俊樹委員 はい。

議長 ほかにご質問、ご意見等ございませんか。

(意見なし)

議長 ないようですので以上を持ちまして総会を閉会いたします。慎重審議、ありがとうございました。

## 8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について	原案承認
議案第7号	令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)について	原案承認
報告事項	報告承認案件(農地法第18条6項に係る通知等)	原案承認

## 9. 閉会の日時

令和7年4月7日 午後2時47分